

エンジェル税制を活用したベンチャー投資セミナー

～投資時点で得られる最大一千万円の所得控除～

平成 20 年 4 月 30 日、ガソリン暫定税を含む税制法案が再可決され、マスコミを騒がせました。本法案には、あまり注目を受けていませんが、投資家の皆様にとって非常に有用な改正が含まれています。その改正とは、「特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」いわゆる「**エンジェル税制**」の**抜本拡充**です。**一定条件を満たしたベンチャー企業の株式を取得した投資家は、**

総所得金額から最大で 1 千万円もの控除を、投資した年に

受けることができるようになります。

当セミナーでは、**富裕層向けの節税手法**とエンジェル税制の双方に精通した税理士がエンジェル税制改正の重要なポイントについて、**具体的事例を交えながら分かりやすくレクチャーいたします。**さらに、ベンチャー投資のプロである弊社がベンチャー企業とベンチャー投資を取り巻く環境について、実務家の立場からお話させていただきます。

投資の現場の話から、エンジェル税制の具体的手続きまで網羅しておりますので、当セミナーに是非ご参加頂き、**税制上のメリットがより大きくなるベンチャー投資**にご理解を深めて頂けたら幸いです。

開催概要

【日 時】平成 20 年 5 月 22 日(木)

【時 間】16:30～20:00 (開場 16:00)

【開催地】フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 東京支店
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 7 番 1 号 有楽町電気ビル 北館 8 階

【定 員】15 名 (先着順とさせていただきますので予めご了承下さい。)

【参加費】お一人様: 8,000 円 (税込)

エンジェル税制を最大限に活用する方法
～投資家必見!!実になる節税術～

税理士 西村 國之 氏

- ・昭和 23 年 1 月 6 日生・
- ・國學院大学 法学部 法律学科 卒業・
- ・平成 9 年 税理士資格取得・

【略歴】

昭和 41 年 国税局 入局。東京国税局 税務相談室 主任税務相談官を勤めたのち、平成 19 年 7 月に 41 年間の国税局勤務を終えた。

資産税一筋 36 年の知識・経験と、国税局に 41 年間勤務していたキャリア・人脈から、富裕層を対象にした実践的節税アドバイスを得意としている。

プロが語るベンチャー投資の方法論
～ベンチャー投資の魅力と実態～

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役
中山 淳

- ・昭和 36 年 4 月 2 日生・
- ・金沢大学 経済学部 卒業・

【略歴】

昭和 59 年 (株)住友銀行(現・株三井住友銀行)入行。平成 12 年弊社入社。投資部長、投資一部長、管理本部長をへて、コンサルティング部長(現職)就任。

投資部門の立ち上げに参画し、投資・育成体制の土台を築いた。また、ベンチャー投資だけでなく、リスク分散スキームの作成、買収・合併・再建・清算等の業務などにも精通している。

お申し込み FAX 番号

03-5288-9000

エンジェル税制を活用したベンチャー投資セミナー

2008年5月22日(木) 開催

フューチャーベンチャーキャピタル(株) 東京支店
FAX 03-5288-9000
担当: 高橋 宛 (a-takahashi@fvc.co.jp)

E-mail でのお申し込みも受け付けております。

当セミナーへのご参加の旨とお名前、お電話番号、E-mail アドレスを記載の上、上記のアドレスまでお送りください。

エンジェル税制を活用したベンチャー投資セミナー 参加申込書

会社名	
部署・役職	
お名前	
TEL	
E-mail	

ご記入頂きました情報については、主催者であるフューチャーベンチャーキャピタル株式会社が今回のセミナーでのみ利用し、ご本人の許可なく本件以外での利用及び第三者への開示は致しません。

【日時】平成20年5月22日(木)
【時間】16:30~20:00 (開場 16:00)

【開催地】
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 東京支店
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
有楽町電気ビル 北館8階
交通アクセス
東京メトロ日比谷駅 A3 出口上
JR 有楽町駅 徒歩1分



お問い合わせ

フューチャーベンチャーキャピタル(株)東京支店
担当: 高橋

【TEL】03-5288-5010

【FAX】03-5288-9000

【E-mail】a-takahashi@fvc.co.jp